

小樽市ふるさと納税協力事業者及び返礼品募集要領

制定 令和3年5月17日

最近改正 令和6年3月31日

1 趣旨

この要領は、ふるさと納税制度を活用し、小樽市（以下「市」という。）への寄附促進、市の魅力発信、地元特産品のPR及び販路拡大による地域経済の活性化を図るため、市へふるさと納税を行った市外に住民登録がある方（以下「寄附者」という。）に対し、返礼の品として贈呈する商品やサービス等（以下「返礼品」という。）の提供を行う事業者及び返礼品の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協力事業者の要件

返礼品の提供を行う事業者（以下「協力事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等のうちいずれかを有する法人、団体又は個人事業者（以下「法人等」という。）であること。ただし、市内で生産された農水産物等を原料に加工、製造及び販売を行い市をPRしていると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 各種法令を遵守し事業を行っていること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団員が実質的に経営を支配する又は同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人等をいう。）に該当しない者であること。
- (5) インターネット接続環境を有していること。
- (6) 市長が、適当と認める者であること。

3 返礼品の要件

(1) 採用要件

返礼品は、原則として、平成29年4月1日付け総務市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」（金銭類似性及び資産性の高いもの等）に該当しないもの及び平成31年総務省告示第179号に該当するものであって、かつ、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

ア 市の魅力発信又は地域産業の振興につながるものであること。

イ 食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守しているものであること。

ウ 品質及び数量において、一年を通じて安定した供給が見込めるものであること。ただし、返

礼品の提供期間内に確実な供給が見込めるものである場合は、季節又は数量が限定されるものも対象とする。

エ 飲食物の場合は、寄附者に返礼品到着後5日程度の賞味期限又は消費期限を有していること。

オ 市が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイト運営事業者において商品の取扱いができること。

カ 市から小樽市ふるさと納税推進業務を委託された事業者（以下「委託事業者」という。）が指定する宅配業者による配送（市と協議の結果、市が認める適正な配送方法を行う場合を含む。）が可能な返礼品であること。

キ 返礼品に関する説明文、写真データ等の情報について、提供が可能であること。

ク 市長が、適当と認める返礼品であること。

(2) 寄附額の設定

寄附額の設定は、協力事業者の返礼品提供価格を基に、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項の規定に基づき市が定める。

4 協力事業者等の登録について

協力事業者等の登録に係る留意事項

(1) 協力事業者は、登録手続きとして、委託事業者と返礼品の提供等に関する契約を締結することとする。

(2) 登録の有効期限は、原則登録された年度の年度末までとする。ただし、特別の理由がない場合は、自動的に年度ごとに更新するものとする。

(3) 次に掲げる要件に該当した場合は、登録の有効期限内であっても、協力事業者又は返礼品に係る登録を抹消するものとする。

ア 本要領に定める要件を満たさなくなったとき。

イ 市、寄附者その他関係者に損害を及ぼす行為があったとき。

ウ (ア) から (イ) までに掲げるもののほか、寄附者からの苦情が著しく多い等の協力事業者又は返礼品としてふさわしくないと判断される時。

エ 返礼品の生産、製造若しくは販売が停止となったとき又は返礼品の製造者以外が協力事業者となっている場合であって、市の返礼品とすることについて、当該製造者の同意が得られなくなったとき。

オ 返礼品に対する寄附者からの申込みが極端に少なく、寄附者の需要が見込めないと市が判断したとき。

5 個人情報の取扱い

市が提供する寄附者に係る情報及び返礼品の送付先等の個人情報については、小樽市ふるさと納税返礼品提供における個人情報取扱いに関する「取扱特記事項」を遵守し、返礼品の発送以外の目的

で利用してはならない。

6 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は、市及び協力事業者で協議の上で定めることとする。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月31日から施行する。